

消費者が自立できる環境づくりに向けて 暮らしの構造改革

〔平成 15 年 7 月 22 日〕
第 35 回消費者保護会議決定

我が国の消費者政策は、昭和 43 年に制定された消費者保護基本法を基本的枠組として、消費者関連法の制定や消費者行政組織の整備等を通じ、充実・強化が図られてきた。

しかし、消費者が商品・サービスに関し事業者との間でトラブルに遭うケースは増加を続けており、特に近年ではその内容も多様化し、複雑なものとなっている。また、企業不祥事の続発は、事業者に対する消費者の信頼を著しく低下させた。

このため、消費者・生活者重視の社会を実現し、消費者が安全で安心できる消費生活を送ることができるようにするためには、消費者保護基本法制定以降の経済社会の大きな変化を踏まえ、消費者政策の基本的な考え方や施策の内容を抜本的に見直し、21 世紀にふさわしい消費者政策として再構築することが不可欠である。

このような認識に基づき、国民生活審議会消費者政策部会では、21 世紀にふさわしい消費者政策のグランドデザインを提示することを目指し、昨年 6 月以来審議を重ね、本年 5 月に最終報告「21 世紀型の消費者政策の在り方について」をとりまとめた。

同報告においては、近年、規制緩和が進展し、市場メカニズムの活用が進められている中で、消費者を、「保護される者」として受動的に捉えるのではなく、市場に参画し、積極的に自らの利益を確保するよう行動する「自立した主体」として位置付けるとともに、安全が確保されることや、必要な情報を得て適切な選択が行えること等を消費者の権利として位置付けることが必要であるとされている。また、政府は消費者の権利の実現のため、各般の消費者政策を強力に展開するとともに、施策の実効性を確保するための消費者行政の推進体制の強化や制度面での検討が必要であるとされている。

政府としては、同報告の趣旨を最大限尊重し、下記の事項を始めとして、戦略的かつ機動的に消費者政策を推進する。

記

1．消費者保護基本法の見直し

消費者保護基本法については、消費者の位置付けの転換（保護から自立へ）と消費者政策の理念、行政・事業者の責務と消費者の役割等を明らかにするとともに、施策に関する規定、苦情処理・紛争解決、行政の推進体制等を総合的に検討し、その見直し作業を早急に進める。

2．公益通報者保護制度の整備

事業者による法令遵守を確保して消費者利益の擁護等を図るため、公益通報者の保護に関する民事ルールの明確化を図る制度の整備に向けて早急に具体的検討を進める。

3．消費者団体訴訟制度の導入

事業者に比べ弱い立場にある消費者個人に代わり、一定の消費者団体に、訴訟を提起する権利を認める制度（消費者団体訴訟制度）について、特に、消費者被害が多発している現状にかんがみ、不当条項の使用等に対する差止制度の導入を検討する。

4．消費者保護会議の改革

21世紀にふさわしい消費者政策を、政府一体として強力かつ効果的に推進するため、消費者保護会議においては、外部の専門的知見を活用するとともに、今後の消費者政策の重点を示す戦略を平成15年度中を目途に策定する。また、緊要な消費者問題については、迅速かつ機動的に対応策を決定し、推進する。

以 上